第十五条　法第二十八条（法第四十五条の規定により準用する場合を含む。）の規定による許可の申請は、私設信号の目的、方法及び内容並びに使用期間を記載した申請書によりしなければならない。

第十六条　法第三十一条第一項（法第四十五条の規定により準用する場合を含む。）の規定による許可の申請は、工事又は作業の目的、方法、期間及び区域又は場所を記載した申請書によりしなければならない。

第十九条　港長は、前六条に定める許可の申請について、特に必要があると認めるときは、各本条に規定する事項以外の事項を指定して申請させることができる。第十五条及び第十六条の場合において第二十条の九に規定する管区海上保安本部の事務所の長についても、同様とする。

（船舶交通の制限等）

第二十条の二　法第三十八条第一項（法第四十五条の規定により準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める水路並びに法第三十八条第五項（法第四十五条の規定により準用する場合を含む。）の信号所の位置並びに信号の方法及び意味は、別表第四のとおりとする。

２・３　（略）

（異常気象等時特定船舶に対する情報の提供）

第二十条の六　法第四十三条第一項の国土交通省令で定める区域は、別表第六のとおりとする。

２　法第四十三条第一項の規定による情報の提供は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、ＶＨＦ無線電話により行うものとする。

３　法第四十三条第一項の国土交通省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一　異常気象等時特定船舶の進路前方にびょう泊をしている他の船舶に関する情報

二　異常気象等時特定船舶のびょう泊に異状が生ずるおそれに関する情報

三　異常気象等時特定船舶の周辺にびょう泊をしている他の異常気象等時特定船舶のびょう泊の異状の発生又は発生のおそれに関する情報

四　船舶の沈没、航路標識の機能の障害その他の船舶交通の障害であって、異常気象等時特定船舶の航行、停留又はびょう泊の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものの発生に関する情報

五　前各号に掲げるもののほか、当該区域において安全に航行し、停留し、又はびょう泊をするために異常気象等時特定船舶において聴取することが必要と認められる情報

（異常気象等時特定船舶において情報の聴取が困難な場合）

第二十条の七　法第四十三条第三項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　ＶＨＦ無線電話を備えていない場合

二　電波の伝搬障害等によりＶＨＦ無線電話による通信が困難な場合

三　他の船舶等とＶＨＦ無線電話による通信を行っている場合

（異常気象等時特定船舶に対する危険の防止のための勧告）

第二十条の八　法第四十四条第一項の規定による勧告は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、ＶＨＦ無線電話その他の適切な方法により行うものとする。

（法第四十五条に規定する管区海上保安本部の事務所）

第二十条の九　法第四十五条に規定する管区海上保安本部の事務所は、海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）第百十八条に規定する海上保安監部、海上保安部又は海上保安航空基地とする。

第十五条　法第二十九条（法第四十三条の規定により準用する場合を含む。）の規定による許可の申請は、私設信号の目的、方法及び内容並びに使用期間を記載した申請書によりしなければならない。

第十六条　法第三十一条第一項（法第四十三条の規定により準用する場合を含む。）の規定による許可の申請は、工事又は作業の目的、方法、期間及び区域又は場所を記載した申請書によりしなければならない。

第十九条　港長は、前六条に定める許可の申請について、特に必要があると認めるときは、各本条に規定する事項以外の事項を指定して申請させることができる。第十五条及び第十六条の場合において第二十条の六に規定する管区海上保安本部の事務所の長についても、同様とする。

（船舶交通の制限等）

第二十条の二　法第三十八条第一項（法第四十三条の規定により準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める水路並びに法第三十八条第五項（法第四十三条の規定により準用する場合を含む。）の信号所の位置並びに信号の方法及び意味は、別表第四のとおりとする。

２・３　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（法第四十三条に規定する管区海上保安本部の事務所）

第二十条の六　法第四十三条に規定する管区海上保安本部の事務所は、海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）第百十八条に規定する海上保安監部、海上保安部又は海上保安航空基地とする。